

プレスリリース

平成15年7月29日
厚生労働省
農林水産省

第8回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要について

第8回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要を、以下のとおりとりまとめましたので、お知らせします。

1. 日時 平成15年7月25日(金) 10:00～12:00
2. 場所 農林水産省第2特別会議室(本館4階ドア番号467)
(東京都千代田区霞ヶ関1-2-1)
3. 議事概要
別添参照

【照会先】

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
担当 中村、中田

TEL:03-5253-1111(内線2921)

03-3595-2341(直通)

農林水産省消費・安全局表示・規格課

担当 金山、安達、柿沼、中川

TEL:03-3502-8111(内線3308,9)

03-3501-3727(直通)

(別添)

第 8 回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要 (案)
(平成 1 5 年 7 月 2 5 日 (金))

1 . 委員の出欠
全委員が出席。

2 . 概要
(事務局から、資料 1 (加工食品の原料原産地表示) について、説明。)

(1) 全体についての意見交換

委 員： 消費者にとって原産地は重要な情報であり、なるべく表示してほしいと思っているが、これまで、ヒアリング等事業者からの話も聞くにつれ、加工食品の原料は複数の国のものを使用したり、供給先が季節等により変動することもあり、表示方法等については柔軟に対応できるようにする必要があると思う。しかしながら、柔軟に対応することにより、曖昧な表示が増えることが予想され、事業者によっては巧みにこの隙間を利用し、偽装表示を招く恐れもある。このため、義務を課す際の選定要件を誰が見てもわかるよう、より具体的にできないだろうか。そして、この要件に照らして客観的に検討し、対象品目を絞り込む必要がある。今回の報告書としてはこの記述でもよいと思うが、今後、消費者がイメージしやすいような要件にする必要がある。

委 員： 委員の意見とほぼ同じである。今後のスケジュールとして、透明性の確保を図りながらとの記述があるが、実際にどのように透明性を図っていくかその中身が重要である。

委 員： この報告書案は表示に限ったものと認識している。食品には表示以外のものとして、ここ一年でトレーサビリ

ティという考え方が話題となっている。トレーサビリティの考え方は、食品の表示と密接に関わってくる問題。トレーサビリティが定着すれば、これまではどこから来たのか把握することが困難だったものも、ICチップ等の技術を用いて確度高く表示が可能になるなど、トレーサビリティの進捗状況により食品表示の方法等についても変わってくるのではないか。表示とトレーサビリティがお互いにどのような関係になるのか一言ぐらいは触れた方がよいのではないか。

委員： トレーサビリティのモデル事業を農水省で行っているが、今年度は加工食品について多くの提案がされている。トレーサビリティについての議論が進んでいけば解決する問題もあるので、それぞれがどのように検討されているのかトータルで見た上で、共同会議の議論を行っていきけるとありがたい。

（２）個別項目についての意見交換

（１．加工食品の原料原産地表示の目的）

委員： この報告書案は大変よくまとまっていると思う。特に初めて「安心」の観点を品質に組み込んだ点は重要である。原産地情報を個人がリスク管理の情報としてとらえることができる。

委員： 第２段落「一方、加工食品については、・・・」の部分は、一文が長く切れ目がないためわかりにくい。わかりやすい記述にすることが必要。また、第４段落「一方、特定の産地・・・」との記述は、加工食品についての記述である旨明確化すべき。

（２．産地を強調した表示に関するルール化）

委員： 事務局はすでに公正取引委員会事務総局とこの件について協議しているのか。

事務局： 細かな部分はこれから連携して内容を詰めていくが、この報告書案の記述については理解を得ている。

(3 . 義務表示対象品目の選定)

委員： 消費者の関心は重要であるが、逆に、昨日まで全く関心がなかったものが、マスコミで取り上げられ急に消費者の関心が高まることもあるなどうつろいやすいため、慎重に対応する必要がある。

また、(p 6 枠内 の) 「一般に認識されている」という部分については、本来国産も、外国産も品質に関しては殆ど差がないのに、国産の方が優れているのではないかという消費者の思い込みによる、仮想の「品質差」が出てきて、価格等に反映してしまい、かえって誤認を招くという問題点がある。運用上、なるべく客観的に選定すべきであり、本報告書においても、これを強調しておくべき。たとえば、(p 6 最終行については、) 「・・・加味しながら、できるだけ客観的に精査し、・・・」と修文してはどうか。

委員： 委員の意見に賛成である。(p 6 枠内の については、) 最初に事務局から送付された案では、「加工食品としての品質に反映されると客観的に考えるに足る理由があり、またそのように一般的に認識・・・」という文章であったが、今回、何らかの意味があって修正したのか。

委員： 現在の科学技術で物理的・化学的に識別できる明示的な品質と、「安心」に関わるような黙示的な品質があると思う。例えば、航空会社を選ぶ場合に事故率を考慮して選ぶようなもの。あからさまに報告書に記述すべきかどうかという問題はあるが。

座長： 確かに、「認識」と「事実」は、ずれていることがあり、これは微妙な問題である。ついては、p 6 枠内の自体は修正せず、客観性についてはp 6 の最後のパラグラフに一言入れてるという案ではどうか。

委員： コメントペーパーでも書いたが、「加工度が比較的低い」という部分は、抽象的に過ぎるのではないか。この場にいる委員の中でさえも、イメージしているものがそれぞれ違うのではないかと危惧している。具体的なイメージを、少しずつでも出していくべきであると思う。

座 長： これまでも同様な議論はあったが、今回の報告書では、議論する委員のイメージが固定化してしまわないように、あえて具体例は入れないで作成している。

委 員： たとえば、「品種、栽培法、エサの違い = 原産地の違い」というような一般的なイメージがあるが、実はそうとは限らない。「客観的」が抜けたことによって、このような場合に適切に対応できなくなってしまうのではないか。

また、p 6 の最後の段落は、文章が長く、わかりにくい。このパラの記述は、枠内 の要件に追加するものなのか、それとも、補足するものなのか。

事 務 局： 今回、枠内 の「客観的云々」の部分を事前に委員にお送りしたバージョンから削除したのは、この部分の文章が長く、わかりにくかったから。今回の議論の中でこれを復活させたほうが良いということであれば、そのようにさせて頂きたい。

また、p 6 の最後のパラグラフは、枠内 の内容を補足するものである。

委 員： 枠の中・外にはこだわらないが、私も、「客観的云々」の部分はあったほうが良いと思う。ただし、枠の中に入れると、少々わかりにくいので、枠の外（最後のパラグラフ）に入れるのがいいかもしれない。そうすれば、この長くてわかりにくい文章も、少し読みやすくなるのではないか。

委 員： 前の案（「・・・品質に反映されると客観的に考えるに足る理由があり、またそのように・・・」）の表現は、断定的に過ぎるのではないか。「安全性」と異なり、きちっと数値で出ない要素もある。「客観的」であることはもちろん大切だが、気持ち的なもの、「なんとなく」のもの、「安心」のようなものも（品目選定の要件に）加味すべきではないか。

委 員： 今の意見には反対である。表示を義務とする以上は、雰囲気のようなあいまいなものを入れるべきではない。制度としておかしい。

- 委員：商品の価格には、販売側＝消費者の意向が反映されている。必ずしも、数値化されないような要素もあるはず。
- 座長：客観性が大事という点はみな一致していると思う。
- 委員：「客観性があり一般的に認識」でいいのではないか。ただ、何をもって認識なのかはもう少し具体的に書くべきではないか。
- 事務局：枠内はこのままとし、「一般に認識されていること」を客観的に判断することが重要である旨を枠外に記述する方向で修正することにしたい。
- 委員：p 6 冒頭の、「産地を強調した表示に関する一般ルールによっても、消費者の誤認を十分防止できない場合」とは、どういう場合か。
- 事務局：「強調表示されていない場合であって、かつ、誤認が防止できない場合」を想定している。
- 委員：「和風と表示されている食品は国産の原材料を使用していると誤認されやすい」という例くらいしか思いつかないが、具体的にはどういうものなのか。
- 事務局：例えば、伝統的な食品で、昔はすべて国産の原材料を使用することが当然であったため、輸入原材料を使用している現在においても、国産原材料を使用しているかのようなイメージを抱かせる食品などが考えられる。
- 委員：すべて任意表示では、消費者が欲しい必要な情報が出てこない恐れがある。そのようなことを避けるためにも義務表示が必要、という趣旨を表す修文をしてはどうか。前回の会議でも、そのような議論があったと記憶している。

（４．義務表示の表示方法）

- 委員：基本的にはこの内容でよいと思う。義務表示品目を拡大するためには、複数国を使用している場合、従来よりも柔軟な対応が必要。消費者には、加工食品の原料が複数国のものを使用していたり、変動したりすることがあることを商品知識として知ってもらうためにも、例示のような表示方法もよいのではと思う。報告書の記述とし

ではこれでよいが、実際には複雑な表示例もあり、今後、そもそもそうした食品は表示対象から除くなどの検討が必要になってくる。また、偽装表示を防止するために書類の保管等についての議論が以前あったが、原産国が変動する場合、年間の取扱合計で表示の適正を判断するなどの運用面についても、今後、検討することが必要ではないか。

委員： 供給国が一定しない場合やこれまで一カ国だけであったものが突発的に供給国を変更する場合の表示方法についても工夫の余地を残しておくための、様々な表示例があることを示す文言も入れておいてほしい。

座長： 原案では義務対象は単一原料が50%以上の品目となっているが、茶飲料の場合は茶葉は重量としては少量で、原料の大半は水である。このような場合、主となる原料をどう考えるかについても検討が必要ではないか。原料としての水はJAS法上、どのような取り扱いになっているのか。

事務局： 水についてはJAS法では表示する必要はない。しかし、濃縮還元の実果飲料のように、例えば4倍に薄めて100%果汁とした場合は原材料の使用割合は水を含めると25%となってしまうなど検討すべき点も多く、具体的な品目選定の際には精査していく必要があると思っている。

（５．今後のスケジュール）

委員： パブリックコメントの意見を受けて、整理し直した修正文は再度共同会議において審議することになるのか。

事務局： 今回いただいた意見をもとに修正を行い、委員の方々の了解が得られ次第公表したいと考えている。また、公表と同時にパブリックコメントを実施する予定としている。品目群リストについては、パブリックコメントを受け、9月から10月には提示したいと思っている。もし、10月に開催する共同会議に間に合えば共同会議にご報告したい。

委 員： 業界からパブリックコメントの提出がなければ、特段聴取はしないのか。

事 務 局： 業界から意見を聞く場を２回設けたいと思っている。
１回目はパブリックコメント、もう１回は品目群リストを提示した時である。リストが提示された時点で義務対象品目群に該当する場合、対象業界からは何らかの意見が寄せられるだろうと思っている。

（以上の結果、今回の意見を踏まえ、事務局において修文案を作成し、委員の確認の上、できる限り早い時期に公表することとなった。

次回の会議は、日本郵政公社本社内会議室において９月３日（水）午前１０時から開催され、生鮮食品の原産地について、問題点を整理した上で議論を行っていくことが事務局から提示され、了承を得た。）

以 上